

■「3M事業25」200頭～250頭の導入を目指す ■酪農窮状訴求・全国酪農民大会参加 ～酪政連との連携を図る



理事十二名、監事四名の出席のもと、協議事項九項目を審議し全議案可決承認した。主な審議内容及び決定事項は次のとおり。

- 協議一**
3M事業25(生乳需要期対応酪農経営向上対策事業)の着手並びに資金借入
- 一 3M事業25の着手内容(第六次中期三か年計画実施事項)
 - 一 頭数規模
二百頭～二百五十頭
 - 二 予算規模
一億二千万円から一億五千万円
 - 三 導入の時期
平成二十五年九月～平成二十六年三月の期間とする。
(分娩時期は、導入から概ね三ヶ月以内)
 - 四 希望調査と参加申込書の提出
・七月の事前導入希望調査を実施と併せて農家担当職員による空き牛床の把握と事業推奨
・事業参加申込書の提出による頭数決定
(事前調査結果…二十七戸から百八十五頭の希望を確認)
 - 五 過不足の対応
・予算規模を上回る場合は、予算

七月二十二日 広酪本所会議室



日々徒然

かがやき

- ▼ 広酪は、広島県酪農政治連盟の要請を受けて、七月三十一日、日本の酪農を守る「全国酪農民大会」に役職員が参加した。大会では温泉川寛明理事(広酪)が、近畿・中国・四国地域の酪農家代表として、出席する国会議員に管内の地域実情を踏まえた酪農窮状を、力強い口調で伝えられた。
- ▼ こうした政府与党の国会議員に面と向かって直接主張する機会がなかなか無い中で、貴重な体験でもあり、温泉川理事からは訴えが届くよう、腹から声を出して訴えたと感想を聞いた。
- ▼ 同日のテレビ放送では、この関連映像のトップでこの主張風景が取り上げられ、その他の各種新聞やインターネットでのWEBニュースでは「TPP交渉では乳製品を含む重要五品目の関税を死守!そつでなければ交渉からの即時撤退を!」とのコメントが流れた。
- ▼ この他にも各地域ブロックの代

増枠を含めその対応を別途協議する。

・予算規模を下回る場合は、追加募集を実施する。

六 取得調達方法

原則として、組合の役職員による現地購買により行う。

七 重点指導・経営支援組合員への対応

過年度の経営改善計画に基づき、導入牛の確保は優先課題であり、実施要領第八条の事業参加頭数の上限頭数の制限を超える場合は、特別枠として理事会で審議しその判断を決定する。また、最新の経営計画書の内容をもつて、生産委員会で検討する。

八 頭数枠を超える申請組合員への対応

実施要領第八条の事業参加頭数の上限頭数の制限を超える申込があった場合は、特別枠として理事会で審議しその判断を決定する。

二 3M事業25に係る事業資金の借入

一 事業資金借入の大枠

①事業資金の使途

乳用初妊牛導入

②事業規模

二百五十頭を限度とする。

③事業費総額

一億五千万円を限度とする。

(単価六十万円/頭×二百五十頭)

④事業実施期間

平成二十五年九月中旬から平成二十六年三月末日迄(見込)

※一 事業実施は利子補給承認後の実行

※二 農業近代化資金の実施期間は原則、利子補給承認後三ヶ月であるが、事業開始時期から三ヶ月を超えた場合は事業延長申請(一年間)を行い対応する。

二 事業資金の借入先と担保提供

①借入先

広島県信連を借入窓口にして広島県の農業近代化資金の制度資金を借り入れする。事業費総額の八割は広島県の農業近代化三号資金(家畜購入育成資金)、残る二割は広島県信連の一般資金(プロパー資金)で資金調達する。

②資金借入の内訳

・農業近代化資金借入

一億二千万円限度(事業費の八割)

・一般資金借入

三千万円限度(事業費の二割)

③借入予定利息

・農業近代化資金借入

一・二〇%/年

(基準金利二・四五%から利子補給率一・二五%を差し引く)

・一般資金借入

〇・五三%/年

④借入期間

四年

⑤担保提供

・農業近代化資金借入

広島県農業信用基金協会による保証に伴う理事全員の個人保証

・一般資金借入

定期預金担保差入、理事全員の個人保証

⑥債務保証料

農業近代化資金借入

借入額の九十%、

保証料率〇・六五%/年

保証料は一括前払い

表者から、酪農ヘルパー事業の継続やTPP交渉における国益を守られるよう訴えがあり、九州代表(大分県)の女性からは涙ながらに酪農弱状と国への施策要望等を含めた切実な思いが伝えられた。

▼昨今の酪農情勢から、将来を担う酪農家の子供たちに「酪農をやれ!」と言えない酪農環境がある。多くの消費者や国民には、スーパ一等の牛乳を手にして、酪農生産現場の苦労や気遣いを意識して頂くことは殆ど無く、多くは「価格の安さ」に重きが置かれ、酪農家の思いはなかなか伝わらない。こうした現状からすれば、マスメディア等を通じて酪農現場での実情や苦労を酪農家自らが訴え、酪農への理解を深めていくことは重要な機会とも言える。

▼今回の行動が、日本を動かす永田町をはじめ日本全土に波及し、酪農への理解と酪農経営安定対策が一刻も早く成就すると共に、将来に向けて酪農が継続する社会実現を国へ要望したい。



協議一
常勤役員の車両借上げによる利益相反取引該当の契約解除と新規承認

▼常勤役員の車両借上げによる前任専務との私有車両借上げ契約の解除と、交代した常勤専務との同様の契約締結を決定した。

▼契約は、常勤役員として県内広範囲に及ぶ組合業務に係わる各種会合等への出張にあたり使用する車両として、個人所有の車両借上げとその応分の経費負担を行うもの。契約締結時期は平成二十五年七月一日に遡及する。なお、同契約の締結は、定款第五十二条第二項(理事会の議決事項)並びに、理事会運営規則第七条第一項(付議基準)別表の「三. 役員に関する事項(十一)理事と組合間の利益相反取引の承認」に該当し、この承認を併せて決定した。

協議二
平成二十五年組織活性化活動助成金の地域配分額

▼各地域内の組合員が任意に組織する酪農グループが行う研修会などの活動を支援し、組合員の酪農技術と経営レ

ベルの向上等を支援するため、組織活性化活動助成金を交付しているが、平成二十五年事業計画では、組織活性化活動助成金を前年度から二百万円減額、活性化推進委員手当(八十万円)の廃止を含む支出経費の削減を盛り込み、平成二十五年の活性化活動助成金は三百万円とし、この配分並びに交付方法等の協議は、八月三十日(金)正午から三次ロイヤルホテルで開催する「酪農任意組織団体の地域代表者会議」で行うこととした。これには役員も出席する。

▼なお、平成二十五年組織活性化推進委員の委嘱は、その役割を担う上において、組合員の地域分布が県内広範囲に及ぶ現状から委嘱事項の遂行が困難な状況にあること、なおかつ組合員からは「生乳出荷組合員の減少から様々な要職を兼ねる状況が生じており、この負担を軽減してほしい」との意見を踏まえて、委員委嘱は行わないことを併せて決定した。

■地域配分基準根拠は次のとおり

① 算定方法…生乳出荷組合員戸数による固定配分(五十%)、生乳出荷組合員数による均等配分(二十五%)、購買

事業利用係数による配分(二十五%)。
② 平成二十五年地域別活性化活動助成金交付

■平成25年度組織活性化活動助成金地域配分額

(単位:戸・円)

地域区分	戸数	生乳出荷戸数による固定配分	生乳出荷係数による配分金額	購買事業利用係数による配分金額	端数処理 44円	H25年度活性化助成金額	1戸当たりの助成金額	H24年度助成金実績
備北	45	427,230	270,624	260,697	12	958,563	21,301	1,611,060
南部	12	113,928	65,638	22,609	3	202,178	16,848	355,160
西部	52	493,688	190,961	208,939	15	893,603	17,185	1,548,755
東部	49	465,206	222,682	257,754	14	945,656	19,299	1,485,025
合計	158	1,500,052	749,905	749,999	44	3,000,000	18,987	5,000,000

(注) 算定の基礎数値となる戸数は、平成25年5月の生乳出荷戸数158戸。また、購買事業利用係数の算定は、平成25年4月と5月の生乳出荷組合員158戸にかかる購買品供給高(市乳商品供給高を含む)を生乳出荷乳量(4月と5月)で除した値(係数)をもって試算。

協議四
事業未収金の上限額の設定並びに受託販売生乳代金精算時の債権回収優先順位の扱い

▼組合が組合員との間に取り組む事業の内、①購買事業(購買・市乳・購買導入)、②利用事業(リース)、③指導事業(酪農ヘルパー・牛群検定)、④登録事業等の取り扱いにおける会計仕訳では事業未収金に計上している。

▼現状の事業未収金(債権)の徴収方法は、原則として受託販売生乳代金の精算時に併せて相殺により行っているが、相殺順位は乳価構成や証書貸付金等の償還、任意組織団体の会費等を優先的に取り扱い、最後に購買未収金を相殺している。

▼毎月の受託販売生乳代金の精算結果で、差引支払乳代が生じない場合で徴収不能となった未精算債権額は、購買未収金(借方勘定)に計上している。

▼購買未収金は、担保差入れ等による債権保全を図っておらず、購買未収金が増高する経営体も生じている。

▼第二十年(平成二十五年)事業計画には、この課題を整理し取り組むこととしており、この整理にあたり、

①事業未収金の上限額の設定、②受託販売生乳代金の精算時における債権回収の優先順位の変更に關する取り扱いに慎重を期する考えから、生産委員会、総務委員会への諮問を決定した。

協議五 受精卵移植並びに雌雄判別精液授精奨励助成事業実施要領の一部改正

▼平成二十年四月一日から「受精卵移植並びに雌雄判別精液授精奨励助成事業」に取り組み、この事業要領第三条には「広島牛受精卵供給システム整備事業で供給された受精卵はこの助成対象品目に加ええないものとして取り扱う」と定めている。

▼これに關して、地区懇談会では同事業の利用組合員から「広島県の事業で生産された卵についても、事業対象として助成金の交付が得られるよう求める」どの要望があり、これに応じ、なおかつ、同要領第六条に対象個数・本数の、助成金単価の決定に關して、現行の理事会決定から、組合長決定に改めることを決定した。なお、要領変更期日は平成二十五年四月一日に遡り施行することとした。

協議六 貸付金貸出規程の一部(審査、決定)改正

▼定款第七条第六号では、「組合員の酪農事業に必要な資金の貸付」を事業項目に掲げ、この事業の執行にあたっては、①貸付金貸出規程、②貸付金業務取り扱い要領、③証書貸付金貸付要領、④購買資金貸越取扱要領等のそれぞれの定めに従い取り扱っているが、貸付金貸出にかかる審査手続きにおいて、貸付申請を行う組合員自らが経営実態を認識し、かつ経営管理の実践が図られるよう支援して行くこと、並びに審査の妥当性の判断に必要な提出書類を求めるにあたり、貸付金貸出規程の第十二条二項に条文の追加と共に、貸付金業務取り扱い要領、証書貸付金貸付要領、購買資金貸越取扱要領等、各々の要領整備の必要性有無の判断を踏まえ、この案件の総務委員会への諮問を決定した。この施行は来る平成二十五年十月一日を目標として取り組むこととした。

協議七 組合員からの衛生的乳質ペナルティ制度にかかる要請への対応

▼組合員一名から六月中旬分の生乳検査結果において『細菌数ペナルティ制度の弾力的運用と改善のお願い』と題した要請を地元理事を介して組合に提出されたことから、この取扱いを審議した。この回答は、個別に報告することとした。

協議八 「日本酪農を守る・全国酪農民大会」への動員対応

▼日本酪農政治連盟主催の「日本酪農を守る・全国酪農民大会」の開催に伴い、広島県酪農政治連盟から組合に對しての参加動員が求められ、平成二十五年事業計画に含む乳価値上げ又は復元に向けた積極的な運動、第十九回通常総会でのTPP反対の特別議決を踏まえ、組合員の酪農経営と生活を支えて行くことを目的として、参加動員の要請に応じ、役員の出席を含め協議決定した。

▼日本酪農を守る・全国酪農民大会の開催は七月三十一日(水)、東京都の自由民主党本部にて開催。

協議九 理事と組合間の利益相反取引契約の承認

▼理事一名から畜産経営力向上緊急支援リース事業(一/二補助あり)の申請を受け、理事会運営規則第七条一項の別表(役員に關する事項)に掲げる「理事と組合間の利益相反取引」の規定に該当することから、この承認を決定した。

■報告事項

- 一 牛乳市場取引の正常化行動に伴う公正取引委員会からの通知
- 二 平成二十五年産生乳生産の進捗状況
- 三 中国生乳販連による乳価交渉の進捗状況等
- 四 子会社山陽乳業(株)の経営状況
- 五 リース事業の事務取り次ぎ
- 六 家畜繋留施設(三原市大和町)の営繕完了
- 七 TPPについて考えるシンポジウム・講演冊子